

生活文化調査研究事業委託実施要項

平成30年8月24日
文化庁次長決定
令和4年3月30日
一部改正

1. 趣旨

平成29年6月23日に改正された文化芸術基本法において、生活文化については普及から振興へと発展的に条文が改められ、例示として食文化も明示されたところであるが、それ以外にも生活文化の範囲は非常に幅広く、関連団体も複数存在する。これらの振興のため、それぞれの分野における課題や展望等の実態を把握した上で、関連団体の主体性や自主性に配慮しつつ、各分野の継承、発展及び創造につながる振興策を検討するための基礎資料となる実態調査を行う。また、文化芸術基本法上では普及対象である囲碁・将棋などの国民娯楽も当調査研究事業の対象として、普及策の検討をするための基礎資料となる実態調査を行う。

2. 委託業務の内容

(1) 生活文化等を対象とした実態把握調査の実施

ア. 生活文化及び国民娯楽（以下「生活文化等」という）に係る分野・団体について、その実態を詳細に把握するためのアンケート調査や聞き取り調査等を実施する。

イ. インターネットを活用した調査を行い、国民の持つ生活文化等に関する意識調査を実施する。

(2) フォーラム等の開催

生活文化等をテーマとしたフォーラムやシンポジウムを開催し、各分野の現状把握と課題の共有等を行う。

(3) 調査報告書の作成

上記（１）（２）について、得られた情報を整理・分析し、報告書を作成する。報告書は、文化庁ホームページで公開できるよう、電子データ（HTML形式、PDF形式）を併せて作成する。

3. 業務の委託先

委託先は、次の要件のいずれかを満たす団体（以下「法人等」という。）とする。

(1) 法人格を有する団体

(2) 法人格を有しないが、以下の要件をすべて満たしている団体

ア 定款、寄付行為又はこれらに類する規約等を有すること

イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること

- ウ 自ら経理し、監査するなどの会計組織を有すること
- エ 団体の活動の本拠としての事務所を有すること

4. 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から業務が完了した日又は契約期間満了日のいずれか早い日までとする。

5. 委託手続

- (1) 業務の委託を受けようとする法人等は、別に定めるところによる業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、法人等に対し業務を委託する。

6. 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で事業に要する経費（人件費、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額、再委託費、一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、委託を受けた法人等が契約の定めに違反したとき、実施に当たり不正もしくは不当な行為をしたとき、又は委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の返還を命じることができる。

7. 業務完了（廃止）の報告

法人等は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む）は、文化庁の定める様式により委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了又は廃止の承認の日から30日以内又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

8. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記7により提出された委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、法人等へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9. その他

- (1) 文化庁は、法人等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、法人等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運用を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について実態調査を行うことができる。

- (4) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。